

1
海幕経第2336号
41.5.18
一部改正 海幕経第1060号
57.3.24
一部改正 海幕経第21号
13.1.6
一部改正 海幕経第101号
19.1.19
一部改正 海幕経第1800号
23.2.25
一部変更 海幕経第595号
令和6年10月25日

各部隊の長
各機関の長 殿

海上幕僚長
(公印省略)

前金払等の事務処理要領について(通達)

標記について、別紙のとおり定める。

添付書類：別紙「前金払等の事務処理要領」

前金払等の事務処理要領

1 目的

この要領は、海上自衛隊における調達物品等の調達にかかる前金払又は概算払（以下「前金払等」という。）の実施に関し、防衛省における前金払等の実施に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第24号。以下「訓令第24号」という。）に定めるもののほか、必要な事務手続を定めることを目的とする。

2 前金払等の範囲及び割合等

前金払等を実施することができる範囲及び割合等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 範囲は、訓令第24号第2条に規定する経費の範囲とし、その割合は、訓令第24号第2条第1号に定める代価を除き、財務大臣と協議の整った割合とする。
- (2) 訓令第24号第2条第1号に定める代価に係る品目等（以下「輸入品」という。）の前金払等は、T/T払い（外国製造業者の要求に係る前払金を電信送金により支払う場合をいう。）を行うとき若しくはB/L払い（船荷証券、航空貨物運送状及び貨物売渡証書により支払う場合をいう。）を行うとき又はT/T払い及びB/L払いを併用して行う場合とし、その額はCIF価格又はC&F価格を限度とし、それぞれの価格が15,000ドル以上のものとする。

3 契約の締結等

契約担当官等が契約年度に前金払等を行う場合は、資金前渡官吏があらかじめ海上自衛隊予算の執行手続に関する達（昭和38年海上自衛隊達第66号）第21条の規定に基づき資金を申請し、交付を受けた後契約を締結するものとする。ただし、後年度に前金払等を行う場合は、限度額示達に示した年割額の範囲内で契約を締結することができる。

4 条件の明示

契約担当官等は、前金払等を実施する契約を締結しようとするときは、あらかじめ次の各号によりその条件を明示するものとする。

- (1) 一般競争契約及び指名競争契約については、入札参加者に対し、当該契約について契約相手方が、前金払等を必要とする事由を記載した書面及び前金払等の使用計画書を添えて、前金払等を申出た場合は、実施することができる旨、公告又は通知の際告知する。

- (2) 随意契約については、あらかじめ契約相手方に前金払等が実施できる旨を告知するとともに、当該契約相手方が前金払等を申出の場合は、前号に定める書類を提出させるものとする。

5 前金払等を伴う予定価格の算定

契約担当官等は、前金払等を伴う予定価格を算定する場合には、予定価格の算定に際し、所要の調整計算を行わなければならない。ただし、輸入品の契約にあつてはこの限りではない。

6 調整計算の方法

前金払等に関する調整計算は、次の計算式により行うものとする。ただし、前払金の使途により、各関連計算項目において個別に調整計算ができる場合は、その方法によることができる。

前金払等を実施する場合の計算価格（円）＝前金払等を実施しない場合の計算価格（円）－調整額（円）

7 調整額の計算

- (1) 調整額は、前金払等の実施の条件を考慮の上、その実施ごとに、次の計算式により、計算するものとする。ただし、部分払が実施される場合は当該条件を考慮するものとする。

調整額（円）＝前金払等の額（円）×調整率（年利）×期間（日）／365－金融機関保証料（円）

- (2) 前金払等の額は、前金払等の実施の条件である割合又は金額をもとに計算するものとする。ただし、前金払等が分割納入等により順次精算される場合は当該条件を考慮するものとする。

- (3) 調整率は、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第63条第3項に定める標準金利とする。

なお、当該年度の標準金利が設定されるまでの間に前金払等に関する調整計算を行う必要が生じた場合は、原則として前年度の標準金利を適用するものとする。

- (4) 期間は、次に掲げる始期及び終期をもって計算するものとする。

ア 期間の始期は、前金払等が実施される日の翌日とする。

イ 期間の終期は、調達物品等が納入される日とする。ただし、納入される日が推定できない場合には、代金を一度に支払う場合にあつては納期とし、複数回に分けて支払う場合にあつてはその代金の支払いに対応する納入期日とする。

- (5) 金融機関保証料について、金融機関保証状を担保にしないときは、金融機関保

証料を差し引かないものとする。また、金融機関保証料の計算は、第1号に定める調整率において控除調整することができる。

8 特約条項

契約担当官等は、前金払等を実施する契約を締結する場合には、前金払等に関する特約条項を付して締結するものとし、特約条項には、次の各号に掲げる事項のうち必要とする事項を記載するものとする。

- (1) 前金払等の金額（以下「前払金」という。）
- (2) 請求方法
- (3) 担保に関する事項
- (4) 支払方法及び預託に関する事項
- (5) 目的外使用の禁止に関する事項
- (6) 使用状況報告及び調査に関する事項
- (7) 精算方法
- (8) 契約変更及び解除による前払金の返納に関する事項
- (9) 前払金の担保の返還及び取立に関する事項
- (10) その他必要な事項

9 前金払の担保の提供の免除

契約担当官等は、有償援助調達品等の契約の場合又は契約の相手方として選定しようとする者が次の各号のいずれにも該当する場合には、前払金の担保の提供を免除することができる。ただし、免除の要件を充たさない場合であっても、特に信用確実な者であり、契約の性質等により当該年度において担保の提供を必要としないと契約担当官等が認める場合は、当該担保の提供を免除することができるものとする。

- (1) 資本金が5億円以上であること。
- (2) 過去5か年にわたり継続して契約履行の実績があること。
- (3) 直前決算において繰越欠損金を計上していないこと。
- (4) 直前2か年にわたり継続して株式の配当を行っていること。

10 支払請求に関する指示

契約担当官等は、前金払等を実施する契約を締結した場合には、当該契約相手方に対し、特約条項の定めるところに従い、次の各号に掲げる書類のうち必要とするものの提出について指示するものとする。

- (1) 前金払等申請書
- (2) 訓令第24号第9条第1項に定める担保及び前金払等担保届出書並びに前金払等担保受領書
- (3) 前払金の使途の明細を記載した書類
- (4) 輸入品のT/T払い及びB/L払いをした外国為替銀行等の証明書(様式は適宜)
- (5) その他必要な書類

11 支払時期

前払金の支払時期は、当該相手方から前項に定める書類等が提出されたのち、速やかに実施するものとする。

12 精算方法

前払金の精算は、次の各号に掲げるところにより実施する。

- (1) 部分払を実施しない契約については、代価の支払に前払金を充当し、精算するものとする。
- (2) 部分払を実施する契約にあつては、部分払額に前払金を充当し、精算するものとする。この場合において、部分払額が前払金に満たないときは、部分払額が前払金に達するまで順次充当し、精算するものとする。

13 調査等

- (1) 契約担当官等は、前金払等を実施する契約を締結した場合において、前払金の使用状況を確認する必要があると認めた場合は、相手方から前払金使用状況報告書及び指定期日における預託銀行の残高証明書を提出させるものとする。
- (2) 前号の場合において、契約担当官等が特に必要と認める場合には、前払金の使途を調査するものとし、訓令第24号第6条及び第14条の規定に該当の有無又は、特約条項の遵守状況等を確認しなければならない。

14 委任規定

この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、海上幕僚監部総務部長が定めるものとする。

15 その他

この要領は、昭和41年4月1日以降の契約に適用するものとする。